

名証自規G第7号
平成18年3月20日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

コーポレート・ガバナンスに関する報告書作成支援ツール等のご提供について

拝啓貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、当取引所において、「コーポレート・ガバナンスに関する開示方法の見直しに伴う有価証券上場規程等の一部改正（平成18年2月28日付名証自規第160号参照）」に伴いご提出いただきます「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の作成に際して必要となりますツール（Excel形式ファイル等）及びその操作マニュアル等の準備が整いましたので、ご通知いたします。

つきましては、報告書の作成及び提出に関する下記の資料等を上場会社専用サイト「上場会社通信」よりダウンロードしていただき、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」のご作成及びご提出をお願いいたします。

敬 具

記

- コーポレート・ガバナンスに関する報告書の作成及び提出について
- ユーザ操作マニュアル（監査役設置会社版及び委員会設置会社版）
- 報告書作成支援ツール（監査役設置会社版及び委員会設置会社版）
- 記載要領（監査役設置会社版及び委員会設置会社版）

以 上

上記資料等については、上場会社通信の「提出書類様式・提出」画面からダウンロードしてください。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書作成支援ツール」のダウンロード等の際は、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書の作成及び提出について」及び「ユーザ操作マニュアル」をご参照ください。

当該報告書は、初回提出期限の平成18年5月31日までの間はいつでもご提出が可能ですので、お早めにご提出していただきますようお願いいたします。当該報告書については、平成18年6月初旬に当取引所ホームページに掲載することを予定しております。

当該報告書の提出・開示に伴い、従来のコーポレート・ガバナンスの施策等についての開示は、平成18年3月1日以後に終了する事業年度に係る決算の内容の開示から要しないものとします。

他証券取引所との重複上場会社様へ

- ◆ 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書作成支援ツール」は、他の証券取引所と同一のツールを使用しておりますので、他証券取引所のツールでご作成いただいた報告書（EXCEL ファイル及び PDF ファイル）をご提出いただくことが可能です。
- ◆ ただし、ご提出の方法に関しては、メールによるご提出ではなく、原則として上場会社専用サイト「上場会社通信」からのご提出となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。（メールでのご提出をご希望される場合は、お手数ですが事前に上場監理担当までご連絡をお願いいたします。）